

第2編 地震災害対策編

目次

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的及び方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画の周知徹底	2
第4	地域防災計画の作成又は修正	2
第2節	災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	2
第1	災害対策の基本理念	2
第2	基本方針	2
第3	発災後の時間経過と活動目標	2
第3節	下郷町の概況と災害要因の変化	3
第4節	地震被害想定	4
第1	想定地震の設定	4
第2	本町における被害想定結果	6
第3	想定調査成果及び過去の経験の活用	7
第5節	調査研究推進体制の充実	8
第1	町による調査研究体制	8
第2	自主防災組織等地域における取組み	8
第6節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	9
第1	防災関係機関の実施責任	9
第2	防災関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱	9
第7節	住民等の責務	9
第2章	災害予防計画	10
第1節	防災組織の整備・充実（町民課）	10
第2節	防災情報通信網の整備（町民課）	10
第3節	都市の防災対策	10
第1	建築物防災対策（建設課）	10
第2	防災上重要な建築物の耐震性確保等（総務課・建設課・健康福祉課・教育委員会）	12
第3	防災空間の確保（建設課）	12
第4節	上水道施設災害予防対策	12
第1	上水道施設予防対策（建設課）	12
第5節	電力、ガス施設災害予防対策	13
第6節	鉄道施設災害予防対策	13
第1	会津鉄道(株)の災害予防対策（会津鉄道(株)）	13
第7節	河川災害予防対策	14
第1	河川管理災害予防対策（建設課）	14

第2	ダム施設等災害対策（ダム管理者）	14
第3	ため池施設災害対策（農林課）	14
第8節	地盤災害等予防対策	14
第1	土石流災害予防対策（建設課・農林課）	14
第2	地すべり災害予防対策（建設課・農林課）	15
第3	急傾斜地災害予防対策（建設課・農林課）	15
第4	造成地の災害予防対策（県・建設課）	15
第5	液状化災害予防対策（建設課・開発事業者）	16
第6	二次災害予防対策（建設課・農林課・町民課）	16
第9節	火災予防対策	16
第10節	積雪・寒冷対策	17
第1	積雪・寒冷対策の推進（建設課）	17
第2	交通の確保（建設課・町民課）	17
第3	雪に強いまちづくりの推進（建設課・町民課・健康福祉課）	17
第4	寒冷対策の推進（町民課）	18
第5	観光客等に対する対策（総合政策課）	18
第11節	緊急輸送路等の指定	18
第1	緊急輸送路等の指定（建設課・町民課）	18
第2	緊急輸送路等の整備（国・県・町）	19
第12節	避難対策	19
第13節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	19
第14節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定	20
第15節	防災教育	20
第16節	防災訓練	21
第17節	自主防災組織の整備	21
第18節	要配慮者対策	22
第19節	ボランティアとの連携	22
第20節	災害時相互応援協定の締結	22
第3章	災害応急対策計画	23
第1節	応急活動体制（全班）	23
第1	災害応急対策の時系列行動計画	23
第2	町の活動体制（災害対策本部の設置）	24
第3	災害対策本部の組織図、各部の事務分掌	26
第2節	職員の動員配備（全班）	33
第1	配備基準	33
第2	職員の配備体制	34
第3	配備人員	34
第4	動員伝達方法（本部班）	35

第5	非常参集等（全班）	36
第6	職員配備状況の報告と安否確認の実施（総務班）	37
第3節	地震災害情報の収集伝達（全班）	38
第1	地震情報等の受理伝達（本部班）	38
第2	被害状況等の収集、報告（全班）	41
第4節	通信の確保（本部班）	49
第5節	相互応援協力（災害対策本部・本部班・総務班・運送調達班）	49
第6節	災害広報（総務班）	49
第7節	消火活動	50
第1	消防本部による消火活動（消防本部）	50
第2	消防団による活動（消防団）	51
第3	県内隣接協定及び統一応援協定による応援（消防本部）	51
第4	他都道府県への応援要請（災害対策本部）	51
第5	住民、自主防災組織及び事業所等の活動（住民・自主防災組織・事業所）	52
第8節	救助・救急（本部班・消防本部・自主防災組織・事業所）	52
第9節	自衛隊災害派遣要請（災害対策本部）	52
第10節	避難（災害対策本部・総務班・消防団・自主防災組織・福祉介護班・施設管理者・町民班）	52
第11節	避難所の設置・運営	53
第12節	医療（助産）救護（保健保育班・運送調達班）	53
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）	53
第1	優先開通道路の選定（工務管理班）	53
第2	資機材の確保（工務管理班）	54
第3	道路開通作業の実施（工務管理班）	54
第14節	緊急輸送対策（運送調達班・工務管理班・財政管財班・道路管理者・県警察本部）	54
第15節	防疫及び保健衛生（保健保育班・農林班）	54
第16節	廃棄物処理対策（工務管理班・本部班）	54
第1	災害廃棄物処理（本部班）	55
第2	し尿処理（本部班）	55
第3	がれき処理（工務管理班）	55
第4	廃棄物処理施設の確保及び復旧（工務管理班・本部班）	56
第5	応援体制の確保（本部班・工務管理班）	56
第17節	救援対策（水道班・運送調達班・農政班・本部班・総務班）	56
第18節	被災地の応急対策（工務管理班・町民班）	56
第19節	応急仮設住宅の供与（工務管理班）	57
第20節	死者の捜索、遺体対策等（町民班・消防団）	57
第21節	生活関連施設の応急対策（水道班・インフラ事業者）	57
第22節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	57
第1	道路の応急対策（工務管理班）	58
第2	河川管理施設等の応急対策（工務管理班・ダム管理者・農政班）	58

第3	公共建築物等の応急対策（工務管理班）	59
第23節	文教対策（学校教育班・文化財班）	60
第24節	要配慮者対策（福祉介護班・社会福祉施設管理者・保健保育班・町民班）	60
第25節	ボランティアとの連携（福祉介護班）	61
第26節	災害救助法の適用等（災害対策本部）	61
第4章	災害復旧計画	62
第1節	施設の復旧対策（全班）	62
第2節	被災地の生活安定（全班）	62

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針

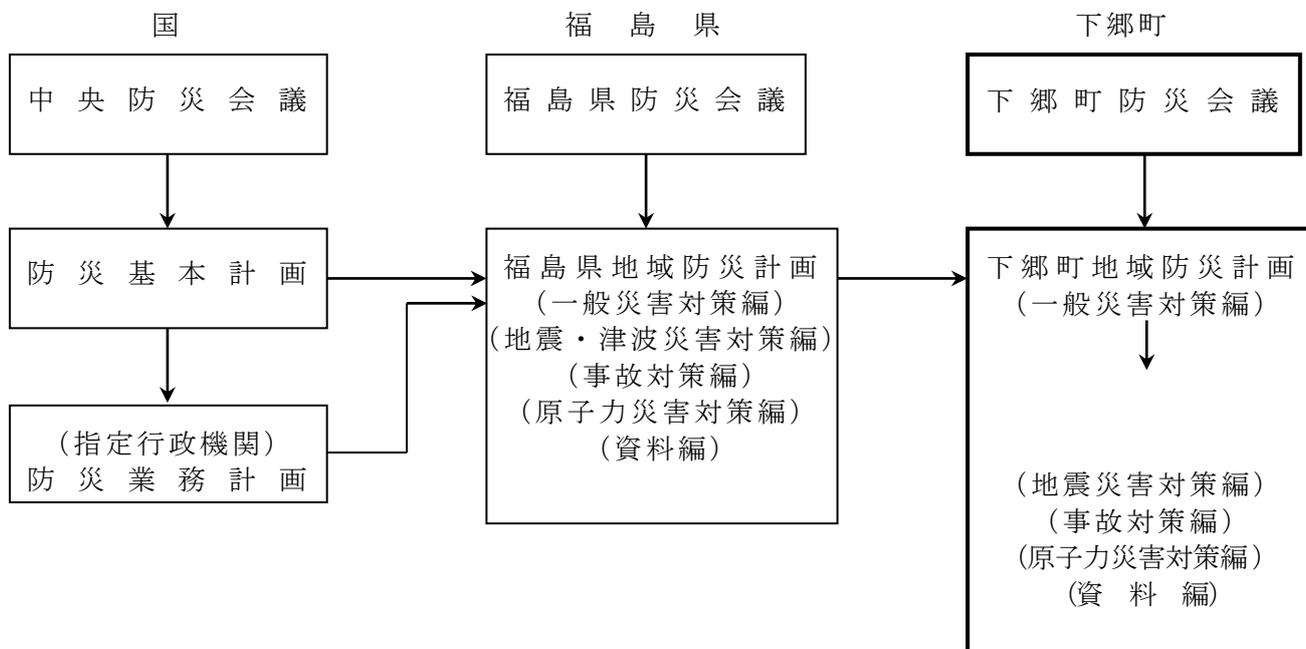
第1 計画の目的

下郷町地域防災計画 第2編 地震災害対策編は、町内の地震災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、本計画に基づき災害に強い、安全な町土づくりを進めるとともに、相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮し、地震災害が発生した際に的確な災害応急対策及び復旧対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、下郷町防災会議が作成する地域防災計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び、県の地域防災計画（地震・津波災害対策）と連携した計画とする。

国、県、町における防災会議と防災計画（災害対策編）の位置づけ



第3 計画の周知徹底

第1編一般災害対策編 第1章 第1節 第5 「計画の周知徹底」に準ずる。

第4 地域防災計画の作成又は修正

災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、下郷町地域防災計画（地震災害対策編）の作成又は修正に当たっては、県計画（地震・津波災害対策編）を参考として作成又は修正するものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

第1編一般災害対策編 第1章 第2節 第1 「災害対策の基本理念」に準ずる。

第2 基本方針

第1編一般災害対策編 第1章 第2節 第2 「基本方針」に準ずる。

第3 発災後の時間経過と活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

災害応急対策事項別の時系列行動計画については、第3章第1節において整理している。

発 災 後	時間経過	活 動 目 標
直 後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・ 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4 日 目 ～ 1 週 間	応急対応期 I	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧等の社会的フローの早急な回復
1 週 間 ～ 1 ヶ 月	応急対応期 II	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定（日常活動環境） ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1 ヶ 月 ～ 数 ヶ 月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキ等の撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
数 ヶ 月 以 降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

第3節 下郷町の概況と災害要因の変化

具体的な内容については、第1編一般災害対策編 第1章 第3節「下郷町の概況と災害要因の変化」に準ずる。

第4節 地震被害想定

県においては、地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案している。

このような考え方から、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進に当たっては、学識経験者から構成される専門委員会を設け、その指導と助言のもとに必要事項の検討を行ってきた。さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、県地域防災計画改訂版の策定に反映されている。

本節においては、地震・津波被害想定調査報告書のうち、本町に関連する部分についての概要を記すこととする。

なお、地震調査研究推進本部（文部科学省）では、県が想定している地震のほかに「会津盆地東縁断層帯の地震」を想定しており、この地震による建物・人的被害等の予測は行われていないが「会津盆地西縁断層帯の地震」と同程度又はそれ以上の被害が予測される。

第1 想定地震の設定

県内に影響を及ぼす可能性のある地震は、大きく分けて内陸直下型の地震と、プレート境界で発生する海洋型の地震の2つのタイプになる。内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、下記の3つの地震を選定している。

海洋部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行っている。

想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等	
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震（会津盆地東縁断層帯を震源とする地震）	M7.0 (M7.7)	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
海洋部	④ 福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部	20km
			東西幅	60km
			南北長さ	100km

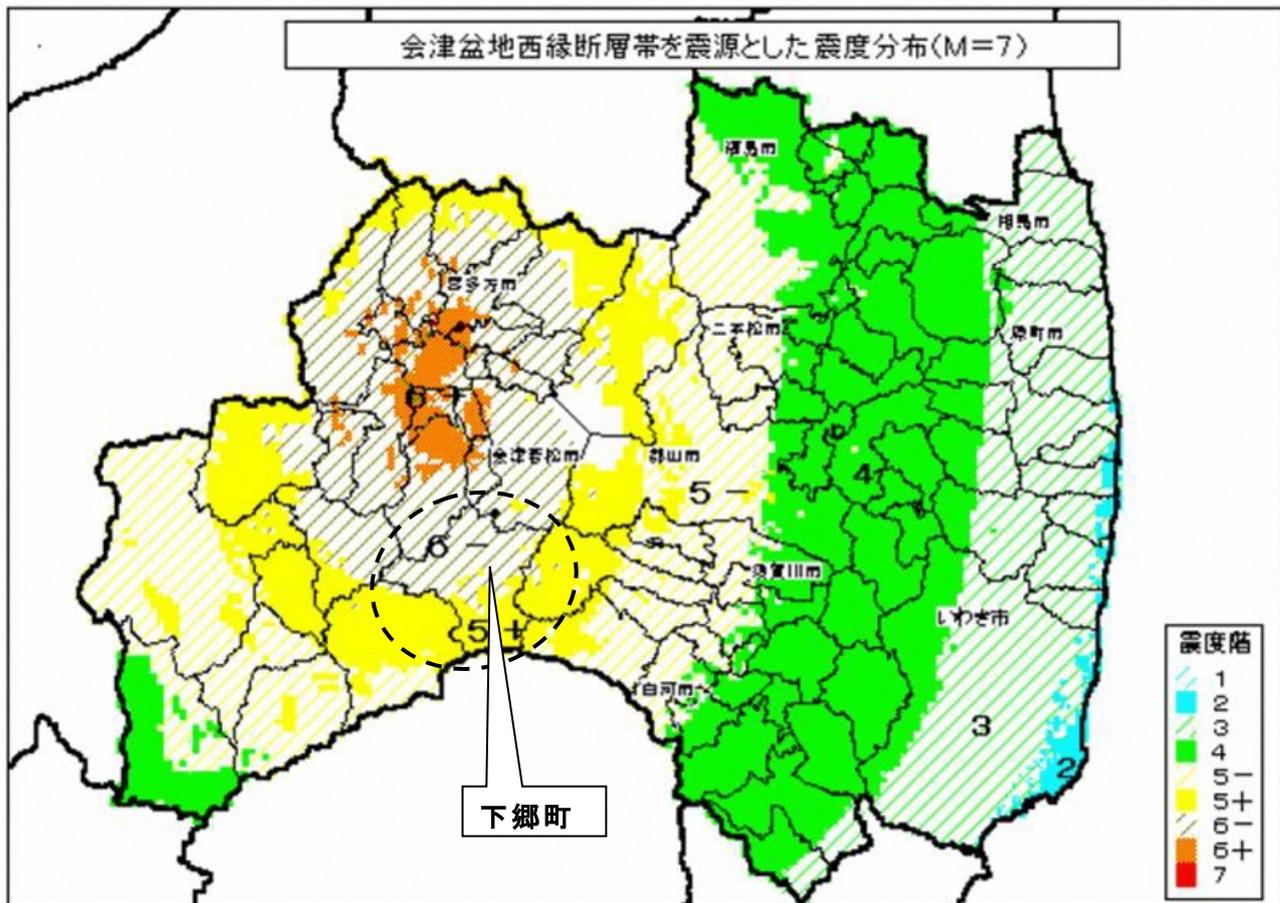
○定量被害想定結果の概要

被害想定分野	被害想定結果				
	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震 (会津盆地東縁断層帯地震)	双葉断層帯地震	福島県沖地震	
想定地震	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km (M7.7)	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km	
地震動(1kmメッシュ数)	6強：約290メッシュ 6弱：約1,160メッシュ 5強：約1,860メッシュ	6強：約300メッシュ 6弱：約2,010メッシュ 5強：約1,900メッシュ	6強：約310メッシュ 6弱：約760メッシュ 5強：約1,370メッシュ	6強：0 6弱：約540メッシュ 5強：約2,090メッシュ	
液状化危険度	極めて高い：21メッシュ	極めて高い：139メッシュ	極めて高い：91メッシュ	極めて高い：87メッシュ	
斜面崩壊危険度	危険度A：997メッシュ	危険度A：1,346メッシュ	危険度A：586メッシュ	危険度A：331メッシュ	
津波被害想定	① 福島県沖低角断層(地震被害想定福島県沖地震のモデル)注 ・概ね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層注 ・概ね2～6mの津波高 ・1箇所越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁のほか、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。				
建物被害	木造大破棟：11,306棟 非木造倒壊棟：497棟	木造大破棟：11,031棟 非木造倒壊棟：342棟	木造大破棟：7,723棟 非木造倒壊棟：217棟	木造大破棟：4,733棟 非木造倒壊棟：158棟	
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合	出火数：最大99火点 消失棟数：1,604棟	出火数：最大97火点 消失棟数：863棟	出火数：最大64火点 消失棟数：898棟	出火の可能性は低い	
人的被害	死者(夜間)：840人 死者(昼間)：327人 負傷(夜間)：4,324人 負傷(昼間)：4,343人 避難者：51,621人	死者(夜間)：749人 死者(昼間)：278人 負傷(夜間)：4,604人 負傷(昼間)：4,476人 避難者：38,366人	死者(夜間)：553人 死者(昼間)：203人 負傷(夜間)：2,908人 負傷(昼間)：2,948人 避難者：28,599人	死者(夜間)：346人 死者(昼間)：131人 負傷(夜間)：1,632人 負傷(昼間)：1,661人 避難者：35,798人	
ライフラインの被害	上水道				
	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
	配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
	支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道				
	幹線管さよ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
	枝線管さよ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電柱被害本数 ()は支障対象の本数	約1,000本 (410本)	約2,500本 (1,000本)	約3,100本 (1,220本)	約3,700本 (1,460本)
	架空線被害延長	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
	地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
	支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
	ガス				
	中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
	低圧管被害箇所数	約390箇所	約450箇所	約160箇所	約300箇所
電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本	
架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km	
地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km	
支障回線数	約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線	
道路被害箇所数	緊急輸送道路第1次指定路線：20 緊急輸送道路第2次指定路線：27	緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：27	緊急輸送道路第1次指定路線：12 緊急輸送道路第2次指定路線：20	緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：17	
鉄道被災区間	JR東北本線 伊達～南福島 JR東北本線 松川～杉田 JR磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線 坂元(宮城県)～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷	

第2 本町における被害想定結果

1 震度分布

想定地震	福島盆地西縁断層帯地震 (M=7.0)	会津盆地西縁断層帯地震 (M=7.0)	双葉断層地震 (M=7.0)	福島県沖地震 (M=7.7)
町域の震度	震度4～5弱	震度5強～6弱	震度2～3	震度4



2 想定される被害等

4つの想定地震のうち、本町に大規模な被害が発生すると想定されているのは、会津盆地西縁断層帯地震のみである。

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地をはじめ、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、福島盆地西縁断層帯地震による被害の発生規模とほぼ同じ水準に達している。この地震による人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回るなど極めて深刻な被害をもたらされるものと想定される。

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。さらに、会津盆地周辺は、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市

機能や生活が阻害されるなど、雪に対して極めて密接した環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもある。

第3 想定調査成果及び過去の経験の活用

1 町における地震災害対策の検討

町においては、地震・津波被害想定調査の結果を踏まえ、地震災害対策の検討、地域防災計画見直しの反映等に活用する。

2 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで県が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、東日本大震災と同程度の災害が起こりうることが想定される。本町では、人的被害及び半壊以上の建物被害はなかったが、被害を最小限に食い止めるための対策を検討しておく。

3 町民防災意識の向上

地震・津波被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本町の地震被害発生の可能性に関する町民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 町による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施

県で実施した被害想定は、県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。町における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため町においては、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る必要がある。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町が整備した詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に資する。

第2 自主防災組織等地域における取組み

東日本大震災では、行政による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

限られた時間の中で全ての住民に対して避難を周知することは困難であるため、地域において避難のあり方について十分に議論し、理解を深める必要がある。

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

本節は、下郷町、福島県、及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災上重要な施設の管理者の実施責任と町域に係る防災に関し処理すべき業務を示す。

第1 防災関係機関の実施責任

具体的な内容については、第1編一般災害対策編 第1章 第5節 第1「防災関係機関の実施責任」に準ずる。

第2 防災関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱

具体的な計画については、第1編一般災害対策編 第1章 第5節 第2「防災関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱」に準ずる。

第7節 住民等の責務

具体的な内容については、第1編一般災害対策編 第1章 第6節「住民等の責務」に準ずる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実（町民課）

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の充実に万全を期す。

地震等における防災組織体制については、第1編一般災害対策編 第2章 第1節「防災組織の整備・充実」に準ずる。

第2節 防災情報通信網の整備（町民課）

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、県、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

防災情報通信網の整備については、第1編一般災害対策編 第2章 第2節「防災情報通信網の整備」に準ずる。

第3節 都市の防災対策

地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な道路整備による避難路・輸送路の確保等に取り組む、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策（建設課）

1 耐震改修促進計画の策定

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な耐震改修促進計画の策定に努める。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 落下物対策
- (3) ブロック堀等安全対策
- (4) 定期調査報告の推進

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。このため町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物予備特定建築物についての的確な法の施行に努める。

3 被災建築物の応急危険度判定制度

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」による活動体制の構築を行う。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- (1) 町は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び町地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 町広報紙、パンフレット等によるブロック塀の安全点検及び耐震化に関する住民への啓発及びブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識の普及
- (2) 町内のブロック塀の実態調査及び倒壊危険箇所の把握（実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く）
- (3) ブロック塀を設置している住民に対する常日頃の点検指導及び危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等の奨励
- (4) ブロック塀の新設又は改修に対する建築基準遵守の指導

6 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

町は、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

町は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等（総務課・建設課・健康福祉課・教育委員会）

町及び公共的施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

災害対策本部及び災害対策地方本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。

各施設管理者は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行うこととする。

第3 防災空間の確保（建設課）

1 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4節 上水道施設災害予防対策

上水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

第1 上水道施設予防対策（建設課）

1 水道施設等の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図る。

2 応急復旧用資機材の確保

水道事業者等は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

3 相互応援

水道事業者等は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

4 台帳等の整理

地震発生時にすぐ対応できるように、水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要がある箇所を特定するための水道防災マップの作成を行っておくものとする。

5 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進める。

第5節 電力、ガス施設災害予防対策

電力、ガス施設災害予防対策については、第1編一般災害対策編 第2章 第7節「電力、ガス施設災害予防対策」に準ずる。

第6節 鉄道施設災害予防対策

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設ごとに予防措置を講ずるものとする。

第1 会津鉄道(株)の災害予防対策（会津鉄道(株)）

会津鉄道(株)は、地震による災害発生時における旅客の安全確保と円滑な輸送を図るため、災害予防対策規程等の定めるところにより、東日本旅客鉄道株式会社に準じて予防対策を実施するものとする。

第7節 河川災害予防対策

河川、ダムなどは、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

第1 河川管理災害予防対策（建設課）

河川改修については、今後とも計画的に進める。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 ダム施設等災害対策（ダム管理者）

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び同施行規則により、構造計算に用いる設計震度の値が、ダムの種類及び地域別に定められており、これに基づき設計施工されているので十分安全性を有している。

ダムは、構造令等に基づき設計、施工されたものであり、防災計画目標として、改訂・ダム構造物管理基準（1986年5月社団法人日本大ダム会議）により保守管理を行う。

第3 ため池施設災害対策（農林課）

老朽化したため池が決壊した場合、下流の住宅や公共施設等に甚大な被害を与えるおそれがある。ため池の防災・減災対策に当たっては、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点ため池」として位置づけ、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、住民への周知による被害の軽減を図る。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

第8節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 土石流災害予防対策（建設課・農林課）

地震や降雨に伴う土石流による災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した砂防施設整備を推進するとともに、ソフト対策として、土石流に関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合

的な土砂災害対策を推進する。

山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要と判断されるときには、危険箇所の点検を実施する。

また、地震やその後の降雨等により、山腹崩落及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生するおそれがあると想定される集落地に近接する危険溪流について、治山事業の促進を図る。

第2 地すべり災害予防対策（建設課・農林課）

地震や降雨に伴う地すべり災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として地すべり活動中又は活動のおそれの大きい区域の地すべり防止施設整備を推進するとともに、ソフト対策として、地すべりに関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべり危険箇所が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘引されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり対策事業を推進する。

第3 急傾斜地災害予防対策（建設課・農林課）

地震や降雨に伴うがけ崩れによる災害から町民の生命と財産を守るため、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した急傾斜地崩壊防止施設整備を推進するとともに、ソフト対策として、急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難に関する資料を提供する。また、がけ崩れ災害による被害を軽減するため、急傾斜地の崩落に関する土砂災害警戒区域を指定するとともに、危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

山地災害危険地区については、関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断されるときには危険箇所の点検を実施する。

また、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、治山事業の促進を図る。

第4 造成地の災害予防対策（県・建設課）

造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行っている。

1 造成地における基準等

(1) 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

(4) 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

(5) 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

(6) 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第5 液状化災害予防対策（建設課・開発事業者）

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、国及び地方公共団体と十分な連絡調整を図るものとする。

国、県及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが多い大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第6 二次災害予防対策（建設課・農林課・町民課）

町は、地震又は降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておく。

第9節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

火災予防対策については、第1編一般災害対策編 第2章 第5節「火災予防対策」に準ずる。

第10節 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。このため、町は、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進（建設課）

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、町は、「下郷町豪雪対策要項」を定め、県及び防災関係機関との連絡を図りつつ、実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

第2 交通の確保（建設課・町民課）

1 道路交通の確保

地震発生時には、町、県及び防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、町は、関係機関との連携の下に、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩予防柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

(1) 防災体制の充実

町は、町内の道路網の整合性のとれた除雪体制を強化するため、関係機関との相互連携の下に除雪計画を策定する。

また、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の充実に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

町は、冬期交通の確保を図るため、県等の協力を得て、道路の整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、孤立する集落が発生することが考えられる。

このため、町は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離発着場を含む）の除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進（建設課・町民課・健康福祉課）

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

2 積雪期における避難場所・避難路の確保

町及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難場所・避

難路の確保に努める。

3 雪崩危険箇所の対策

町は、県の協力・指導を得て、雪崩による危険の著しい箇所について、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、雪崩危険区域等を地域住民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行うなど、警戒避難体制を強化する。

第4 寒冷対策の推進（町民課）

1 避難所対策

避難所における暖房等の需要増大が予想されるため、町は、ストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく必要がある。

第5 観光客等に対する対策（総合政策課）

積雪期の観光地で大規模な地震が発生した場合、施設等の損壊や雪崩の発生等により多くの観光客が被災することも想定される。

このため、町及び施設管理者は、連携して救急搬送体制、医療救護体制、さらには観光地周辺の宿泊能力等の調査に基づく観光客の受入れ体制などの対策についてあらかじめ計画しておくものとする。

第11節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定（建設課・町民課）

町は、陸、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため、災害（二次災害を含む）に対する安全性を考慮しつつ、緊急輸送路等を指定する。

1 緊急輸送路

- (1) 町は、町災害対策本部、南会津地方振興局（県災害対策地方本部）、隣接市町村の主要路線と接続する路線等（別表）を緊急輸送路として指定する。
- (2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

町内の基幹的輸送に不可欠で、県地方災害対策本部、町災害対策本部等の主要拠点と接続する国道等の主要路線で、最優先に確保すべき路線。

イ 第2次確保路線

町災害対策本部と集落人家を接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路。

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路。

2 ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入れ及び消防防災活動の拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

番号	所在地	名称	管理者	電話番号
1	下郷町大字中妻字大百刈5	下郷中学校（駐車場）	教育長	67-2126
2	下郷町沢田字下林1911	大川ふるさと公園（多目的広場）	町長	67-2905

3 緊急輸送路等の耐震化

県緊急輸送路等及び町緊急輸送路に面する建築物について、「福島県耐震改修促進計画」に基づき耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第2 緊急輸送路等の整備（国・県・町）

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。また、物資受入れ拠点を役場内に指定にする。

第12節 避難対策

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、町及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

避難対策については、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」に準ずる。

第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される。

町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

医療(助産)救護・防疫体制の整備については、第1編一般災害対策編 第2章 第10節「医療(助産)救護・防疫体制の整備」に準ずる。

第14節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

町は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材の整備を図る。

また、住民は、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を日頃から備えておくものとする。

食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定については、第1編一般災害対策編 第2章 第11節「食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定」に準ずる。

第15節 防災教育

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、町民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に実施し、自助・共助の取組みを充実させることが重要である。

このため、町及び防災関係機関は、町民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

防災教育については、第1編一般災害対策編 第2章 第12節「防災教育」に準ずる。

第16節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

町は、平常時に要配慮者を含む避難者の安全な避難を目的とし、消防団や自主防災組織と連携して避難所への誘導訓練や避難所運営などの避難者対応訓練を実施する。

また、観光シーズンなどにあわせて、町全体の観光客の安全な避難を目的として観光客への避難誘導訓練及び受入れ体制訓練等を消防団や自主防災組織と連携して随時実施する。

防災訓練については、第1編一般災害対策編 第2章 第13節「防災訓練」に準ずる。

第17節 自主防災組織の整備

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日頃から防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である。

自主防災組織の整備については、第1編一般災害対策編 第2章 第14節「自主防災組織の整備」に準ずる。

第18節 要配慮者対策

地震災害の発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多い。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

要配慮者対策については、第1編一般災害対策編 第2章 第15節「要配慮者対策」に準ずる。

第19節 ボランティアとの連携

大規模な地震発生時における県内外からの多くのボランティアの申し入れに対して、県、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

ボランティアとの連携については、第1編一般災害対策編 第2章 第16節「ボランティアとの連携」に準ずる。

第20節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

災害時相互応援協定の締結については、第1編一般災害対策編 第2章 第17節「災害時相互応援協定の締結」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制（全班）

町内の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成の意義

町は、時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、防災関係機関、並びに町民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各課・各班における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応する。

2 初動対応において重要な対策

町民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、町民に向けての町長メッセージ発出
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信
- オ 自衛隊への災害派遣要請

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による自治体、県知事等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア 災害派遣医療チーム（DMAT）、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

第2 町の活動体制（災害対策本部の設置）

1 町災害対策本部の設置

町長は、町域に地震災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めるとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び下郷町災害対策本部条例に基づき、下郷町災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとする。

また、町長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は、災害発生危険がなくなったときは、本部を解散する。

(1) 設置基準

設置基準	1 局地的に甚大な地震災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2 町内において震度6（弱）以上が観測されたとき。 3 町内各地に大規模な地震災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき、又は町内全域に応急対策が必要と認められるとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
------	--

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
庁内	口頭、文書、庁内放送、庁内電話	町民課長
住民	町防災行政無線、広報車	町民課長
県本部、地方本部	福島県総合情報通信ネットワーク	町民課長
防災関係機関	有線電話、無線電話	町民課長
報道機関	口頭、文書、有線電話	総務課長

(3) 設置等権限の代替職員

災害対策本部長及び災害対策副本部長の代替職員は次のとおりとする。なお、※は、その都度災害対策本部員の互選により決定する。

役職	指定職員	代替職員			
		第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
災害対策本部長	町長	副町長	教育長	町民課長	総務課長
災害対策副本部長	副町長 教育長	教育長 町民課長	町民課長 総務課長	総務課長 ※	※

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

3 下郷町災害対策本部組織

下郷町災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「下郷町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（町民課長・総務課長・総合政策課長・税務課長・健康福祉課長・農林課長・農業委員会事務局長・建設課長・教育次長・会計管理者・議会事務局長・消防団長・その他本部長が任命する者）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、町の災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度、召集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を召集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに代えることができる。

本部長、副本部長及び本部員の事務分掌は、次のとおりである。

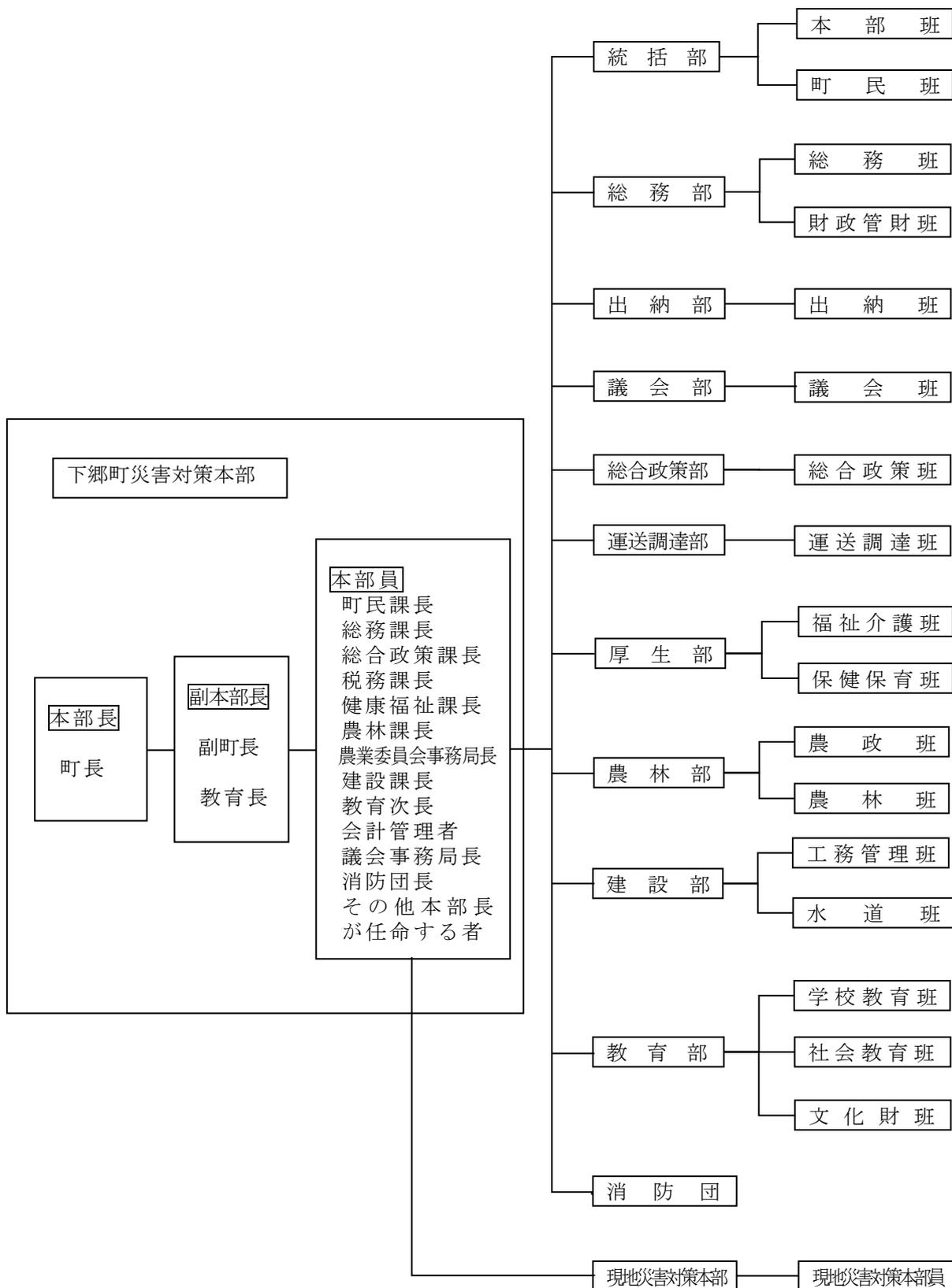
職 名	事務分掌
本部長	災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 （代替職員は第1順位に副町長、第2順位に教育長、第3順位に町民課長、第4順位に総務課長の順とする）
副本部長	災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 （代替職員は第1順位に教育長、町民課長、第2順位に町民課長、総務課長、第3順位に総務課長の順とする）
本部員	1 本部長の命を受け本部の事務に従事する。 2 各部・班からの応急対策の調整事項を持ち寄り、本部会議において協議し、決定事項を各部・班に指示する。 3 必要に応じ現地におもむき各部・班の指揮をとる。

(5) 災害対策本部の事務分掌（協議事項）

① 本部会議の招集に関すること。
② 災害応急対策の総合的調整に関すること。
③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
④ 避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること。
⑤ 避難所の開設に関すること。
⑥ 災害救助法の適用に関すること。
⑦ 県及び関係機関に対する応援の要請に関すること。
⑧ 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
⑨ 応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関すること。
⑩ 公共負担に関すること。
⑪ 災害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
⑫ 現地災害対策本部に関すること。
⑬ 本部の廃止に関すること。
⑭ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害応急対策に関すること。

第3 災害対策本部の組織図、各部の事務分掌

1 下郷町災害対策本部組織図



2 本部各部・班の事務分掌

◆共通事項

- ア 部内の応援に関すること。
- イ 他部の応援に関すること。
- ウ 所管する課・係の重要書類及び電子データの保全に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
総括部 (町民課)	本部班 (生活安全係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営、命令に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 消防団の要請、連絡及び活動状況に関すること。 4 警察署、広域消防等関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法関係に関すること。 6 防災行政無線に関すること。 7 気象情報、災害情報の収集通報に関すること。 8 他の市町村に対する応援要請に関すること。 9 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 10 愛玩動物の保護及び情報交換に関すること。 11 避難所等の応急仮設トイレの設置に関すること。 12 各部の連絡調整に関すること。 13 各部の所掌に属さない事項。 14 その他本部長から指示のあったもの。
	町民班 (戸籍保険係) (江川出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の安否確認に関すること。 2 行方不明者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋火葬に関すること。 3 罹災証明の発行に関すること。 4 被災者台帳の作成に関すること。 5 江川出張所の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
総務部 (総務課)	総務班 (総務係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における職員の非常招集に関すること。 2 各行政区駐在員との連絡に関すること。 3 報道機関等に対する情報の提供及び発表に関すること。 4 災害に係る公聴及び町民の苦情等の処理に関すること。 5 災害の広報活動に関すること。 6 民間団体等の応援協力に関すること。 7 職員の安否確認に関すること。 8 職員の健康管理に関すること。

		<p>9 職員への食糧及び飲用水の配給に関すること。</p> <p>10 その他本部長から指示のあったもの。</p>
	<p>財政管財班 (財政係) (管財係)</p>	<p>1 役場庁舎、町有施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。</p> <p>2 町有財産の被害調査に関すること。</p> <p>3 管理台帳等のデータ保全・補修管理に関すること。</p> <p>4 応急対策用車両の確保に関すること。</p> <p>5 燃料等の調達あっせんに関すること。</p> <p>6 災害応急対策費の予算措置に関すること。</p> <p>7 災害応急対策に要する経費及び物品の経理に関すること。</p> <p>8 その他本部長から指示のあったもの。</p>

部 名	班 名	分 掌 事 務
<p>出納部 (出納室)</p>	<p>出納班 (出納係)</p>	<p>1 出納に関すること。</p> <p>2 災害義援金の受付及び配布に関すること。</p> <p>3 その他本部長から指示のあったもの。</p>

部 名	班 名	分 掌 事 務
<p>議会部 (議会事務局)</p>	<p>議会班 (議事調査係)</p>	<p>1 町議会議員との連絡に関すること。</p> <p>2 議事等に関すること。</p> <p>3 その他本部長から指示のあったもの。</p>

部 名	班 名	分 掌 事 務
<p>総合政策部 (総合政策課)</p>	<p>総合政策班 (企画政策係) (商工観光係)</p>	<p>1 商工業関係、観光施設等の被害調査に関すること。</p> <p>2 関係団体(商工会等)との連絡に関すること。</p> <p>3 被災商工観光事業者の事業資金に関すること。</p> <p>4 旅行者等の帰宅困難者支援に関すること。</p> <p>5 交通関係機関との連絡、調整に関すること。</p> <p>6 災害時における交通対策に関すること。</p> <p>7 その他本部長から指示のあったもの。</p>

部 名	班 名	分 掌 事 務
<p>運送調達部 (税務課)</p>	<p>運送調達班 (課税係) (収納係)</p>	<p>1 被災地の被害調査に関すること。</p> <p>2 被害額の収集記録に関すること。</p> <p>3 被災地写真撮影記録に関すること。</p> <p>4 被災地の所得状況の調査に関すること。</p> <p>5 固定資産の被災状況調査に関すること。</p> <p>6 被災者の税減免等に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 7 家屋被害認定調査に関する事。 8 食糧の配給に関する事。 9 応急救助のための生活必需品の調達及び配給に関する事。 10 義援物資の受付、保管及び配布に関する事。 11 民間運送業者への運送協力依頼に関する事。 12 その他本部長から指示のあったもの。
--	--	---

部 名	班 名	分 掌 事 務
健康福祉部 (健康福祉課)	福祉介護班 (福祉係) (介護保険係) (老人福祉センター) (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災者に対する援護対策に関する事。 2 要配慮者の支援・救護に関する事。 3 社会福祉施設利用者等の避難及び救護に関する事。 4 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 5 避難所及び福祉避難所の開設、管理運営支援に関する事。 6 炊出しに関する事。 7 被災地における生活保護世帯、心身障害者世帯及び独居高齢者世帯の救護に関する事。 8 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関する事。 9 ボランティアの受入れに関する事。 10 その他本部長から指示のあったもの。
	健康保育班 (健康係) (しもごう保育所) (湯野上保育所) (地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急医療に関する事。 2 医薬品の確保及び配布に関する事。 3 被災地における感染症予防対策に関する事。 4 医療資機材、その他衛生資機材の確保に関する事。 5 保健福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 児童福祉施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 7 児童及び母子世帯の援護対策に関する事。 8 避難所としての児童福祉施設の開放に関する事。 9 被災者の精神的ケアに関する事。 10 保健指導及び健康相談に関する事。 11 職員の心のケアに関する事。 12 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
農林部 (農林課) (農業委員)	農政班 (農政係) (農業委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業災害の調査及び応急対策に関する事。 2 特産物の被害調査及び関係者との連絡に関する事。 3 農業気象の傍受及び通報に関する事。

会事務局)		<ul style="list-style-type: none"> 4 農作物の技術対策に関すること。 5 災害地の病虫害除去に関すること。 6 家畜の伝染病の予防及び防疫に関すること。 7 農地及び農業施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 8 被害農業者に対する資金の借入れ及びあっせんに関すること。 9 災害時における農業関係資材の調達及びあっせんに関すること。 10 農業水利の確保に関すること。 11 農家に対する連絡調整に関すること。 12 その他本部長から指示のあったもの。
	農林班 (農林係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 林道及び治山施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 災害時における林業関係資材の調達及びあっせんに関すること。 3 林産物の被害調査及びその応急対策に関すること。 4 養鱒センター等、関連施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 5 森林組合等に対する連絡調整に関すること。 6 森林病虫害の防除及び駆除に関すること。 7 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
建設部 (建設課)	工務管理班 (工務係) (管理係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市公園の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 土木災害情報の収集に関すること。 3 道路、橋りょう、河川等の被害箇所の応急復旧に関すること。 4 交通不能箇所の調査及び通行路線の禁止、制限に関すること。 5 道路障害物の除去に関すること。 6 水防活動及び資機材の調達に関すること。 7 災害応急住宅の建設に関すること。 8 被害建築物の応急危険度判定に関すること。 9 建築資機材の調達及びあっせんに関すること。 10 公共施設の応急的営繕工事に関すること。 11 関係機関との連絡調整に関すること。 12 その他本部長から指示のあったもの。
	水道班 (水道係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設、農業集落排水施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 被災地における飲用水の供給に関すること。 3 飲料水の水質検査に関すること。 4 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
教育部 (教育委員会)	学校教育班 (学校教育係) (下郷中学校) (檜原小学校) (旭田小学校) (江川小学校) (学校給食共同調理場)	1 学校施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 児童生徒の安全確保に関すること。 3 学校職員の動員に関すること。 4 罹災した児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること。 5 罹災した児童、生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 6 被災地の応急教育に関すること。 7 避難所としての学校施設の開放及び管理・運営協力に関すること。 8 その他本部長から指示のあったもの。
	社会教育班 (社会教育係) (公民館) (下郷ふれあいセンター) (田沼文蔵記念館) (町民体育会) (コミュニティセンター)	1 社会教育施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 社会体育施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 3 社会教育、体育施設利用者の避難及び安全確保に関すること。 4 避難所として社会教育・体育施設の開放及び管理・運営協力に関すること。 5 その他本部長から指示のあったもの。
	文化財班 (文化財係)	1 文化財等の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 文化財の保護に関すること。 3 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
消防団 (消防団長)	訓練分団 第1分団 第2分団 第3分団	1 町内の状況確認に関すること。 2 消火、救助、救急、避難誘導に関すること。 3 避難所及び応急住宅等での出火予防に関すること。 4 行方不明者の捜索及び収容活動への協力に関すること。 5 被害防止のための応急措置に関すること。 6 消防団長から指示のあったもの。

4 本部設置の場所

本部は、役場庁舎被災時などの特別な場合を除き、役場庁舎公室とし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

役場庁舎が被災した場合には、下郷ふれあいセンター2階研修室を本部室に充てる。

なお、役場庁舎付近が被災のため、庁舎及び下郷ふれあいセンターに本部設置が不可能な場合の、代替機能については、役場庁舎周辺において大規模な災害が発生した場合に、同時に被災する可能性の少ない地域を候補地として検討を行う。また、災害対策本部の活動に必要となるその他の資機材等の整備についても、平常時からその整備に努めるものとする。

5 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づくものとするが、原則として災害対策本部体制により実施するものとする。

第2節 職員の動員配備（全班）

地震災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

地震災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

1 災害対策本部設置前

	配 備 体 制	配 備 時 期
事前配備	情報連絡のため、町民課・生活安全係の少数の人員をもって当たるもので状況により次の配備体制に移行できる体制とする。 【生活安全係体制】	1 県内で震度5強の地震が観測されたとき。 2 その他特に町民課長が必要と認めたととき。
警戒配備	関係各係の所要人数で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 【町民課体制】	1 町内において震度4の地震が観測されたとき。 2 県内で震度6弱の地震が観測されたとき。 3 その他特に町民課長が必要と認めたととき。
特別警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 【町民課全員、関係課体制】	1 町内において震度5（弱、強）の地震が観測されたとき。 2 首都圏直下地震等の大規模広域地震が発生したとき。 3 その他特に副町長が必要と認めたととき。

2 災害対策本部設置後

	配 備 体 制	配 備 時 期
非常配備体制	応急対策を円滑に実施するに当たり、必要と認められる体制とし、激甚な地震災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて、応急対策に当たる体制とする。	1 局地的に甚大な地震災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2 町内において震度6（弱）以上が観測されたとき。 3 町内各地に大規模な地震災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき、又は町内全域に応急対策が必要と認められるとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

第2 職員の配備体制

町内において震度6弱以上の地震が観測された場合には、自動的に災害対策本部を設置することとなるため、関係職員（震度6弱以上の場合には全職員）は、動員配備指令を待たず、直ちに庁舎へ参集する。

- 1 事前配備、警戒配備に関わる指揮監督は、消防防災担当課長（町民課長）が行う。
- 2 特別警戒配備に関わる指揮監督は、副町長が行う。
- 3 本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長及び災害対策地方本部長（南会津地方振興局長）に連絡する。

第3 配備人員

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

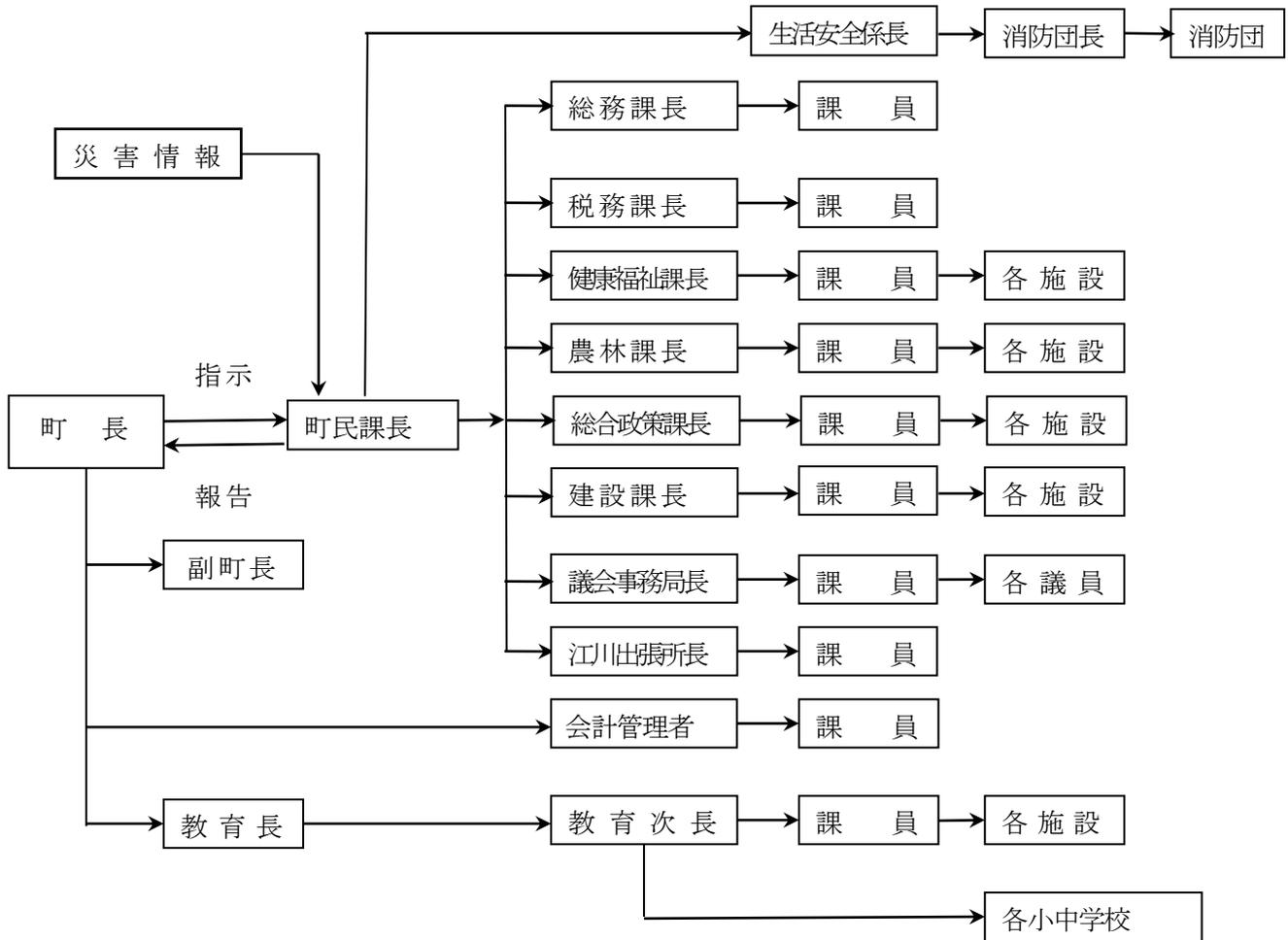
部 名	班 名	配 備 要 員 の 数			
		事前配備	警戒配備	特別警戒配備	非常配備体制
統括部	本部班	2	3	全 員	全 員
	町民班		1	全 員	全 員
総務部	総務班		2	おおむね班員の1/3	全 員
	財政管財班			おおむね班員の1/3	全 員
出納部	出納班			おおむね班員の1/3	全 員
議会部	議会班			おおむね班員の1/3	全 員
総合政策部	総合政策班		2	おおむね班員の1/3	全 員
運送調達部	運送調達班			1	全 員
厚生部	福祉介護班		2	おおむね班員の1/3	全 員
	保健保育班		2	おおむね班員の1/3	全 員
農林部	農政班		1	おおむね班員の1/3	全 員
	農林班		1	おおむね班員の1/3	全 員
建設部	工務管理班		2	おおむね班員の1/3	全 員
	水道班		2	おおむね班員の1/3	全 員
教育部	学校教育班		1	おおむね班員の1/3	全 員
	社会教育班				全 員
	文化財班		1	おおむね班員の1/3	全 員

第4 動員伝達方法（本部班）

動員の伝達は、町民課長（消防防災担当課長）より、各課長を通じて行う。伝達手段としては、庁舎内放送、一般加入電話・携帯電話によるほか、必要に応じて町防災行政無線により行う。被害の状況によりこれらの伝達方法により難しいときは、アマチュア無線所有者の協力や、徒歩による伝達等考えられる可能な方法を講ずるものとする。

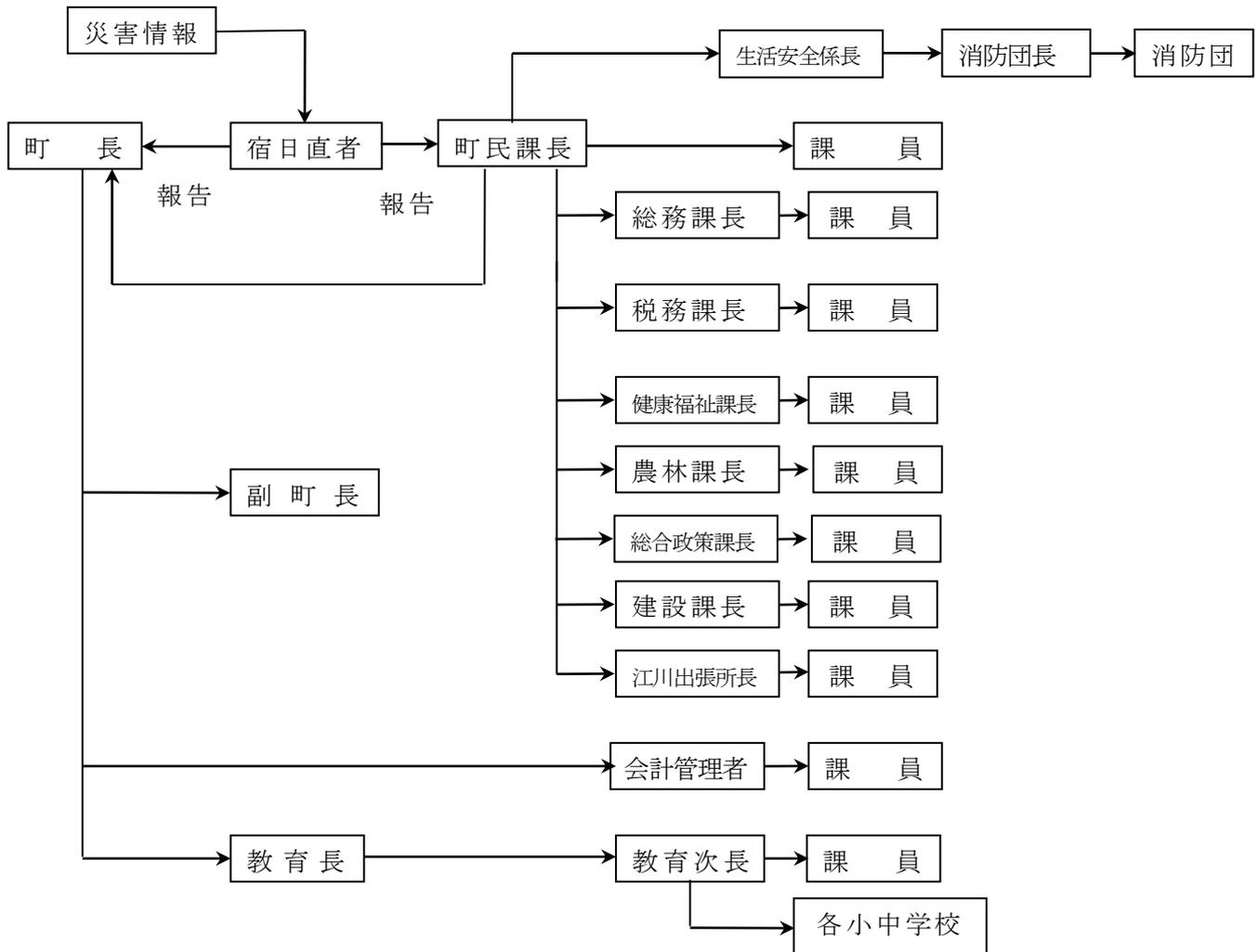
1 勤務時間内

勤務時間内における配備指令の伝達は次のとおり行う。



2 勤務時間外

- (1) 勤務時間外において、宿日直員が地震情報の通報を受領したとき又は、非常事態の発生を知ったときは直ちに町長、町民課長及び関係課長に連絡する。
- (2) 勤務時間外における配備要員の動員は次の系統により行う。



第5 非常参集等（全班）

1 勤務時間外における緊急配備体制

- (1) 職員は、勤務時間外において町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき、動員配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。
- (2) 職員は、電話回線の不通や建物の倒壊等、周囲の状況から大規模な地震災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。
- (3) 職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる町の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。
 - ① 役場庁舎又は江川出張所
 - ② 自己の業務に関連する最寄りの町の機関

2 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

(1) 服装

応急活動ができる服装とする。

(2) 緊急措置

ア 消防団員を兼ねる職員は、原則として職員としての業務を優先させることとする。

イ 参集途上において、地震の発生に伴う火災の発生又は建物倒壊による救出等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引継ぎ、庁舎等に参集する。

(3) 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属長に報告する。

- ・幹線道路、鉄道等の状況
- ・地震による土砂災害の状況
- ・建物の倒壊、損傷状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施（総務班）

各部長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、災害対策本部の総務班に報告する。

また、各部長等は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部の総務班に報告する。

第3節 地震災害情報の収集伝達（全班）

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、町に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 地震情報等の受理伝達（本部班）

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
------------	---	--

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- ウ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) その他

福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要を地震解説資料として福島地方気象台が発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、別表の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達する。
- イ 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

ウ 県及び町は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

エ 県、町及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努める。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第2 被害状況等の収集、報告（全班）

1 被害調査

町は、地震災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

特に、大規模な災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、天候状況を勘案しながら、必要に応じ車両等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

県及び町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集に当たっては、次の点に留意して行う。

- (1) 被害状況の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療・衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。
- (2) 災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。

2 被害状況等の報告方法

町は、地震発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに通報を行う。

(1) 町から県への報告

ア 町の県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

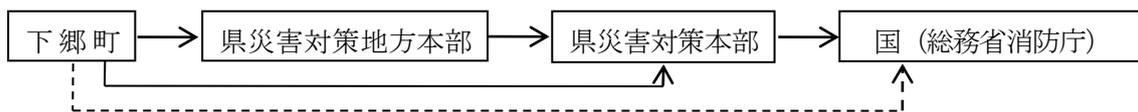
イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

ウ いずれの場合においても、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

(2) その他

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部情報班に報告する。

報告の系統図



被害状況の報告先

県

		T E L	F A X
N T T回線		024-521-7194	024-521-7920
総合情報 通信ネット ワーク	衛星系	T N-8-10-201-2632、2640	T N-8-10-201-5524
	地上系	T N-8-11-201-2632、2640	T N-8-11-201-5524

国（消防庁）

		平日（9：30～18：15）	左記以外
		応急対策室	宿直室
N T T回線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	T E L	90-49013	90-49102
	F A X	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	T E L	T N-048-500-90-49013	T N-048-500-90-49102
	F A X	T N-048-500-90-49033	T N-048-500-90-49036

※ T Nは、内線から無線への乗入れ番号

※ 災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は南会津地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読みかえる（以下、この節において同様とする）

(3) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(4) 有線が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワークを活用し、又は消防本部、警察署等に対し、非常通信依頼をする。

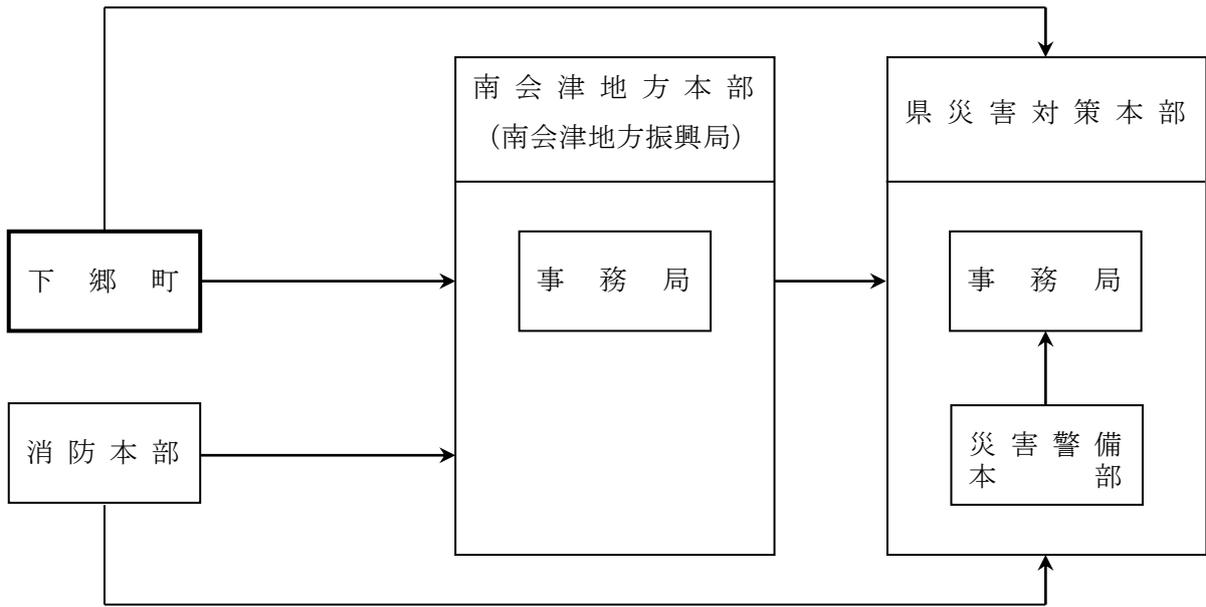
(5) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし、報告する。

3 被害区分別報告系統

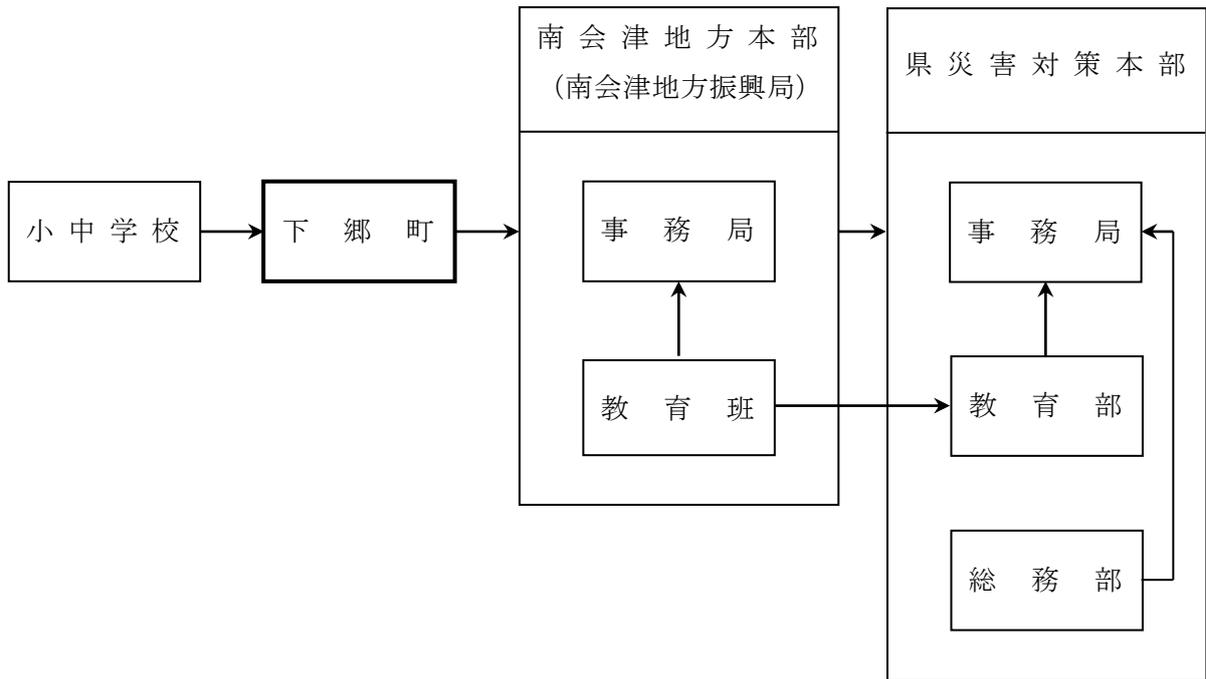
被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備するものとする。

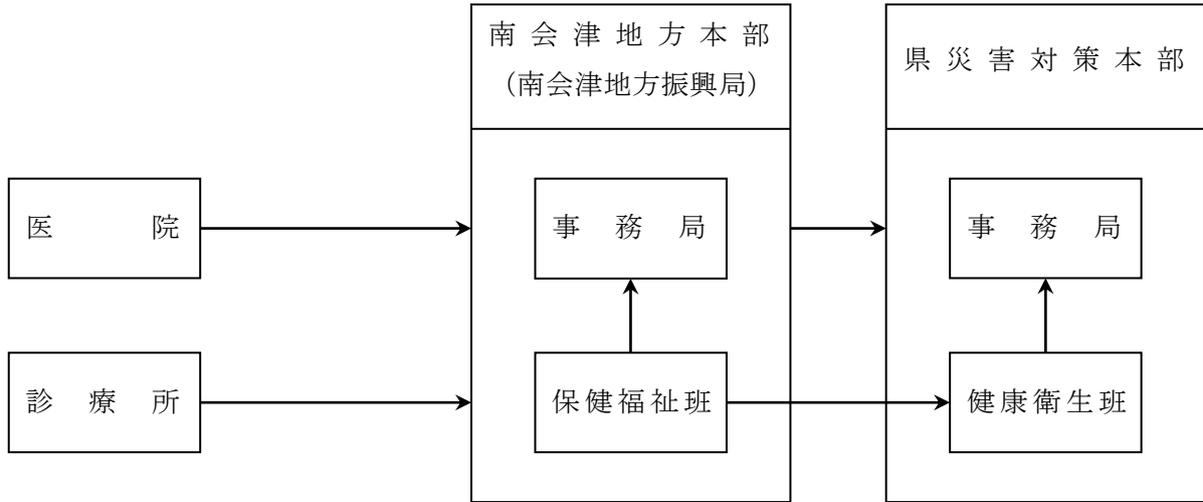
(1) 人の被害、建物被害等



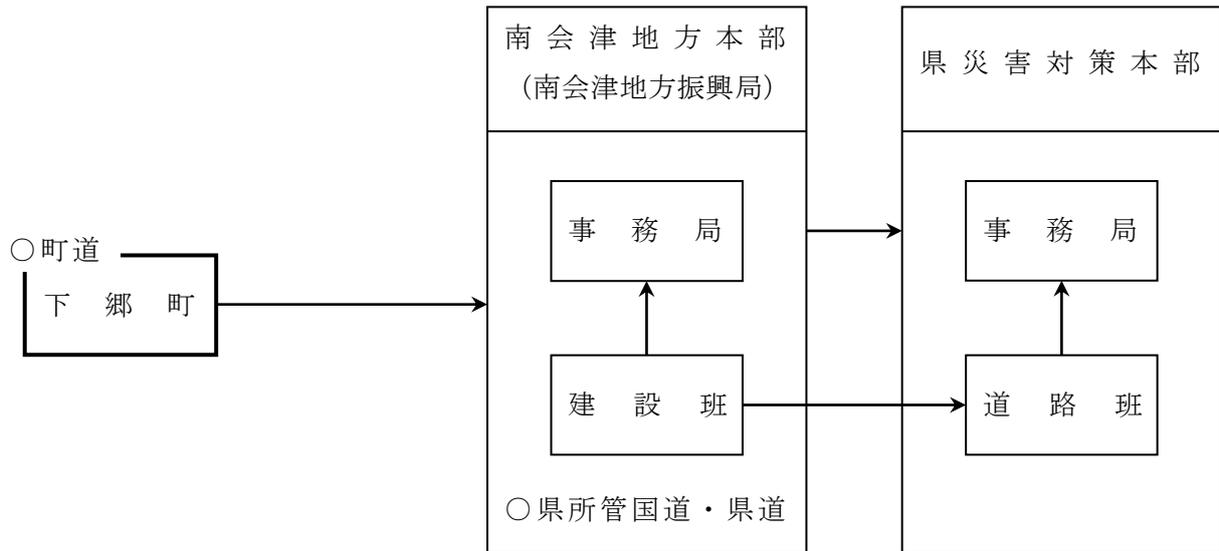
(2) 文教施設被害



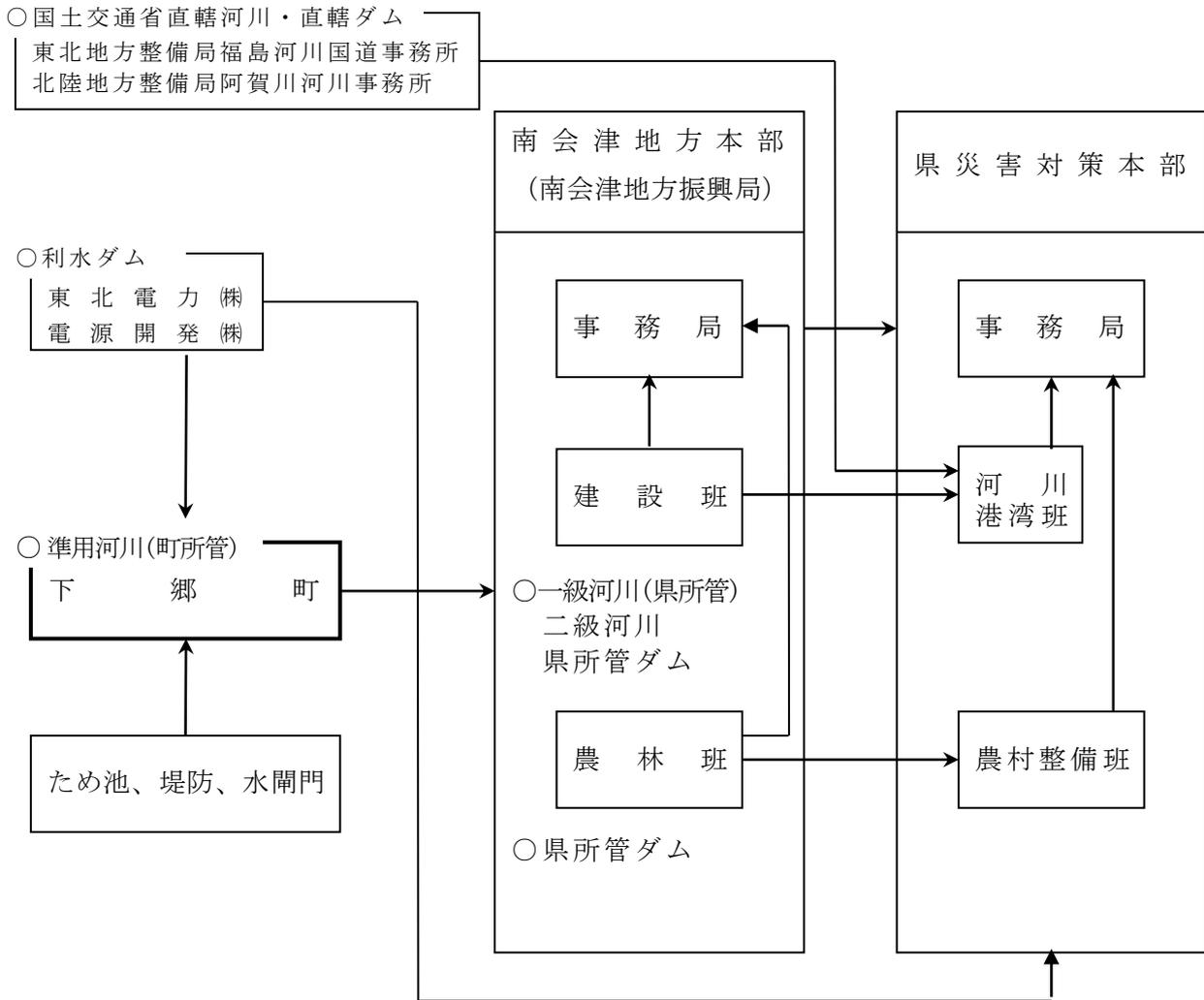
(3) 病院被害



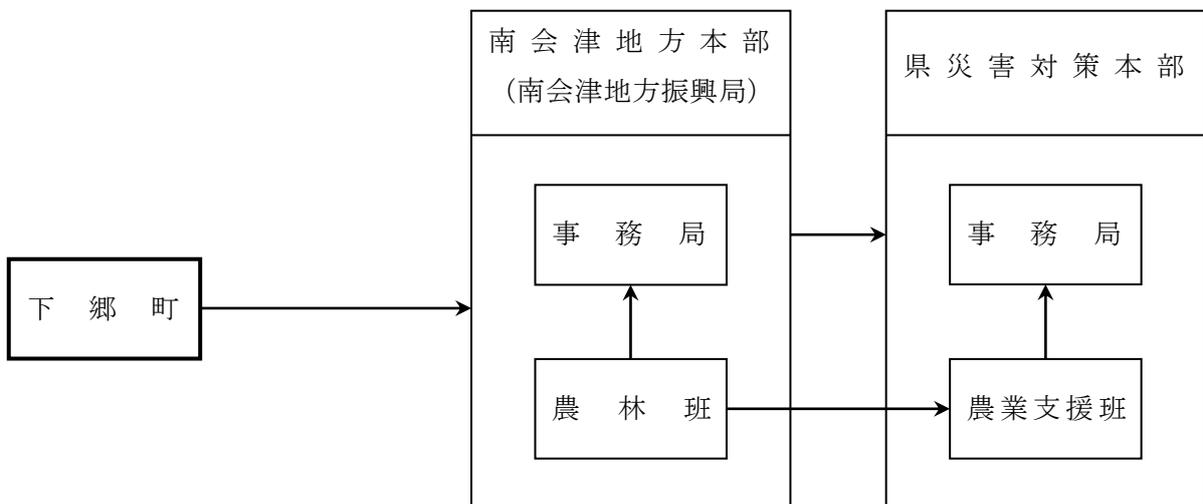
(4) 道路、橋りょう被害



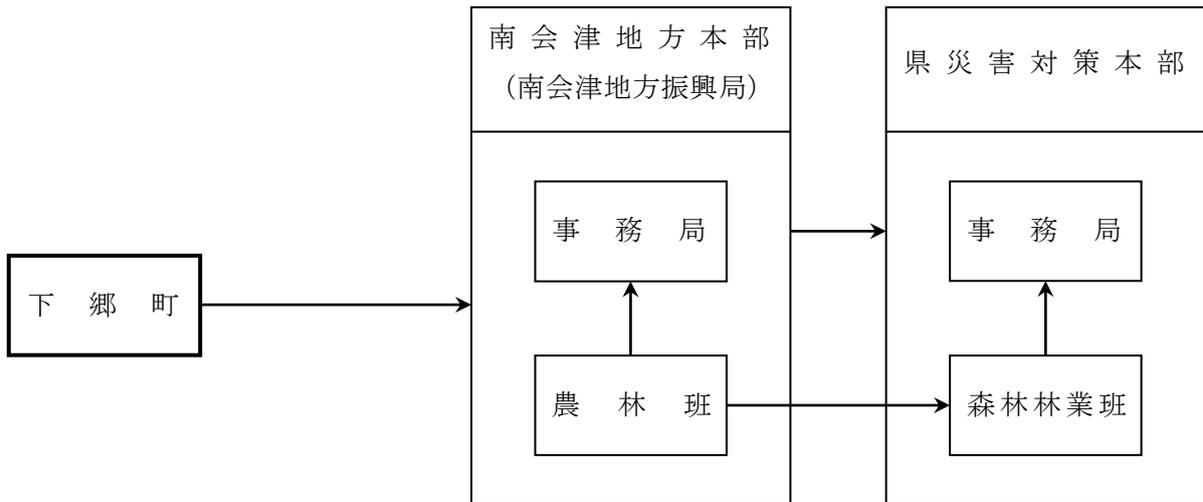
(5) 河川被害、その他水害被害



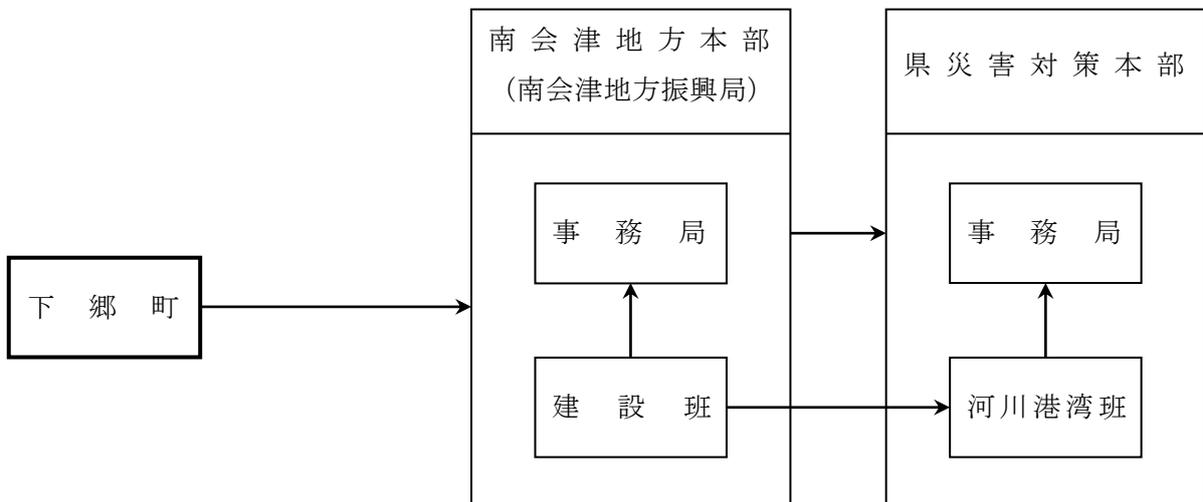
(6) 農産被害、畜産被害



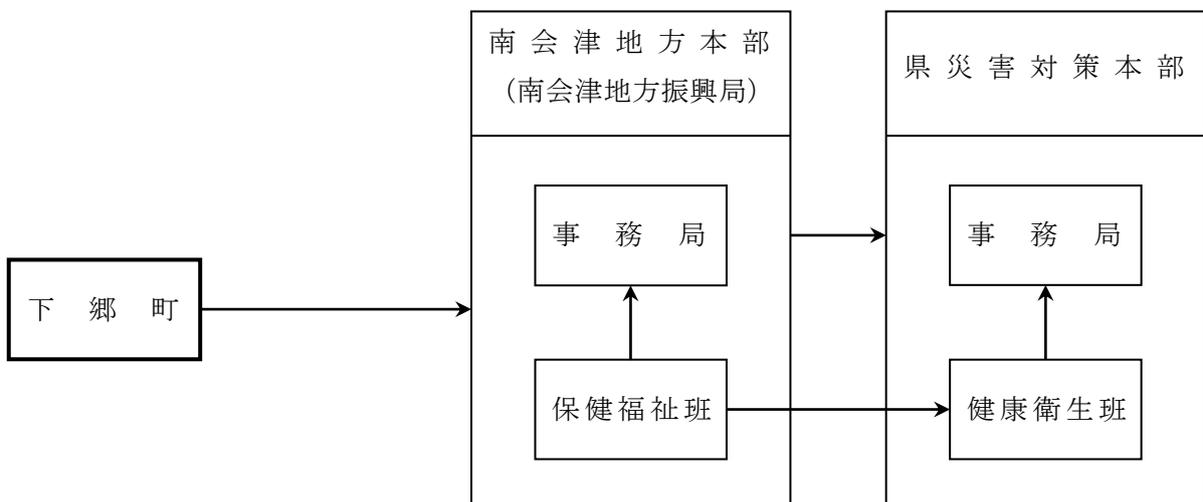
(7) 森林被害



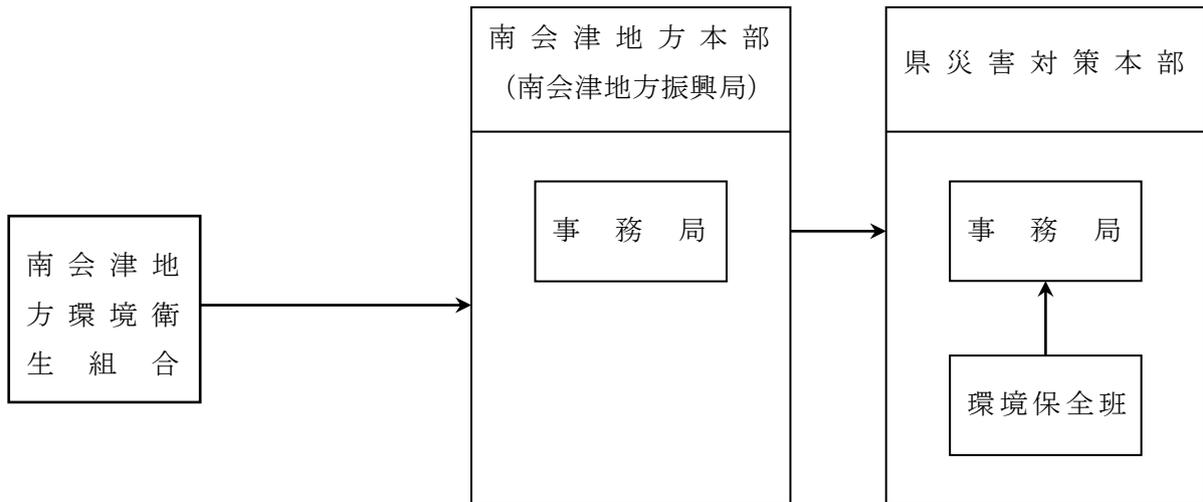
(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



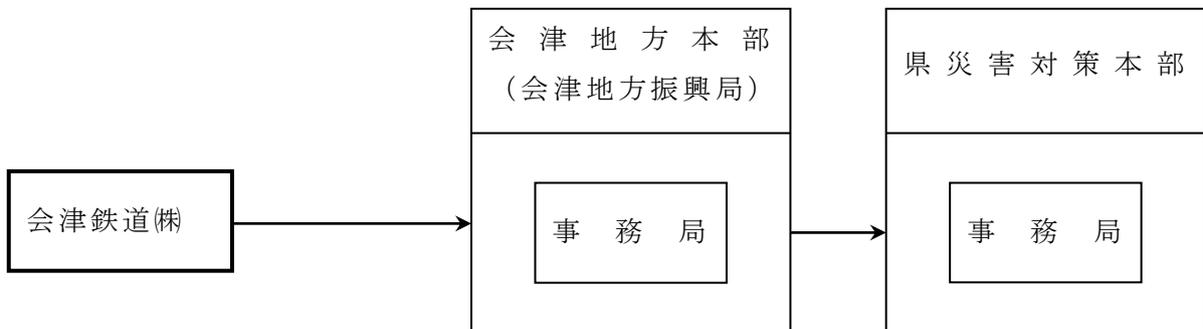
(9) 水道施設被害



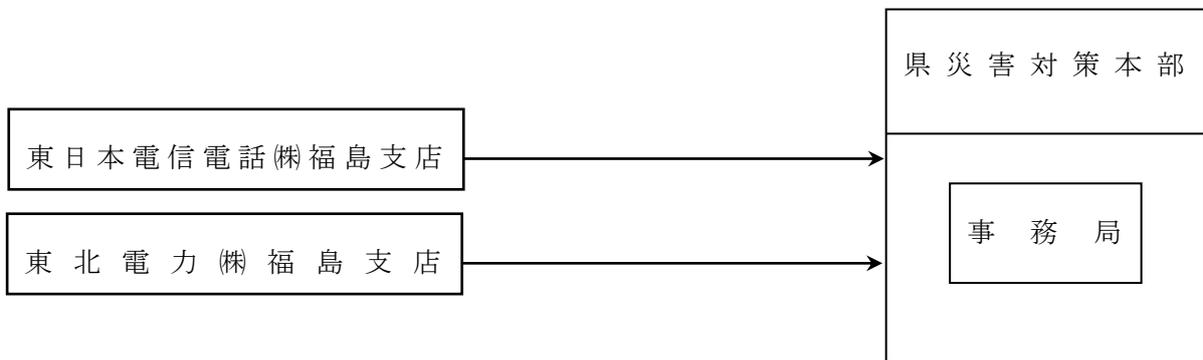
(10) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



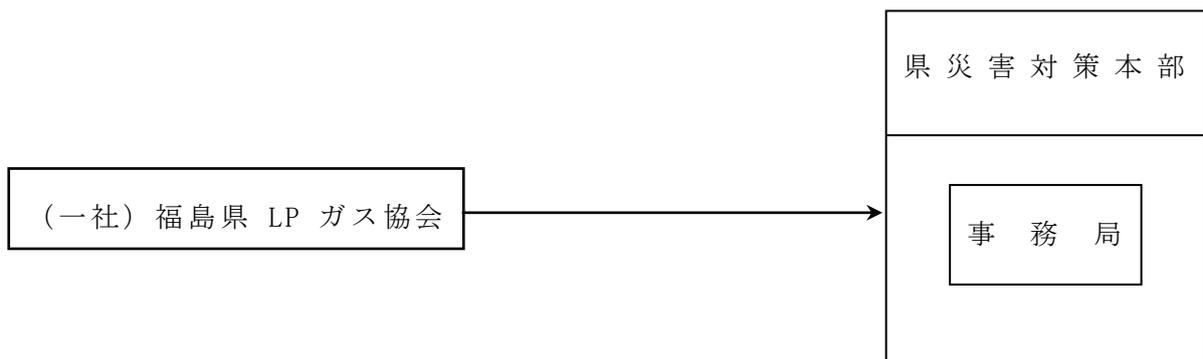
(11) 鉄道施設被害



(12) 電話・電力被害



(13) ガス施設被害



4 報告の種類等

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

報告の種類及び様式は次のとおりとする。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の様式

ア 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

第4節 通信の確保（本部班）

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

具体的な計画については、第1編一般災害対策編 第3章 第4節「通信の確保」に準ずる。

第5節 相互応援協力（災害対策本部・本部班・総務班・運送調達班）

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

具体的な計画については、第1編一般災害対策編 第3章 第5節「相互応援協力」に準ずる。

第6節 災害広報（総務班）

災害時において、被災地住民、町民及び町外関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、県、町及び防災関係機関は地震発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

具体的な計画については、第1編一般災害対策編 第3章 第6節「災害広報」に準ずる。

第7節 消火活動

地震によってもたらされる二次災害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 消防本部による消防活動（消防本部）

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、次のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- (1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動（消防団）

消防本部と連携をとりながら、次の活動を行う。

1 情報収集活動

町内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援（消防本部）

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請（災害対策本部）

1 応援要請の手続き

町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、次の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び集結場所

(2) 緊急消防援助隊の受入れ体制

他都道府県緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、町及び消防本部は、担当者を明確にし、連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

2 隣接協定による要請

消防本部は、協定に基づき三条市消防本部へ速やかに応援要請を行う。

第5 住民、自主防災組織及び事業所等の活動（住民・自主防災組織・事業所）

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

第8節 救助・救急（本部班・消防本部・自主防災組織・事業所）

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることを予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。町は、関係機関及び住民・自主防災組織等との連携を密にし、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、町民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

地震発生時における救助・救急活動については、第1編一般災害対策編 第3章 第7節「救助・救急」に準ずる。

第9節 自衛隊災害派遣要請（災害対策本部）

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

自衛隊の派遣要請については、第1編一般災害対策編 第3章 第8節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第10節 避難（災害対策本部・総務班・消防団・自主防災組織・福祉介護班・施設管理者・町民班）

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が地震災害において犠牲になるケースが多くなっている。こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

避難に関する対応については、第1編一般災害対策編 第3章 第9節「避難」に準ずる。

第11節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉施設、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入れ、保護することを目的とする。

避難所の設置及び運営に関する対応については、第1編一般災害対策編 第3章 第10節「避難所の設置・運営」に準ずる。

第12節 医療（助産）救護（保健保育班・運送調達班）

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における医療体制を確立し、医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を実施する必要がある。

地震発生時における医療救護については、第1編一般災害対策編 第3章 第11節「医療（助産）救護」に準ずる。

第13節 道路の確保（道路障害物除去等）

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定（工務管理班）

1 優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

第1編一般災害対策編 第2章 第8節「緊急輸送路等の指定」で指定された緊急輸送路を優先開通道路とし、緊急性の高い順から選定する。

(2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。

第2 資機材の確保（工務管理班）

町は、町保有資機材のほか、町建設組合等の協力を得て、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図る。町のみでは不足する場合は、県に対し、調達、あっせんを要請する。

第3 道路開通作業の実施（工務管理班）

町は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県（道路班）に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて開通作業を実施する。

第14節 緊急輸送対策（運送調達班・工務管理班・財政管財班・道路管理者・県警察本部）

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

緊急輸送活動対策については、第1編一般災害対策編 第3章 第12節「緊急輸送対策」に準ずる。

第15節 防疫及び保健衛生（保健保育班・農林班）

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

具体的な計画については、第1編一般災害対策編 第3章 第14節「防疫及び保健衛生」に準ずる。

第16節 廃棄物処理対策（工務管理班・本部班）

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理（本部班）

第1編一般災害対策編 第3章 第15節 第1 「災害廃棄物処理」に準ずる。

第2 し尿処理（本部班）

第1編一般災害対策編 第3章 第15節 第2 「し尿処理」に準ずる。

第3 がれき処理（工務管理班）

1 がれき発生量の推定

災害により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にながれきの発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておく。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35ト、非木造1.20トを目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することになるため、国、県（環境保全班）、町及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にながれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したながれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するながれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のながれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、国や隣接県とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生など

が考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、県（環境保全班）としてはその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。

特に石綿については、県及び町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

県（環境保全班、救援班）及び町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧（工務管理班・本部班）

第1編一般災害対策編 第3章 第15節 第3「廃棄物処理施設の確保及び復旧」に準ずる。

第5 応援体制の確保（本部班・工務管理班）

第1編一般災害対策編 第3章 第15節 第4「応援体制の確保」に準ずる。

第17節 救援対策（水道班・運送調達班・農政班・本部班・総務班）

地震災害により生活に必要な物資が被害を受け、また流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体としての町が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

具体的な対策については、第1編一般災害対策編 第3章 第16節「救援対策」に準ずる。

第18節 被災地の応急対策（工務管理班・町民班）

被災地内の住民生活やインフラを復旧させるため、道路や宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、県と協力して社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を行う。

具体的な対策については、第1編一般災害対策編 第3章 第17節「被災地の応急対策」に準ずる。

第19節 応急仮設住宅の供与（工務管理班）

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

具体的な対策については、第1編一般災害対策編 第3章 第18節「応急仮設住宅の供与」に準ずる。

第20節 死者の搜索、遺体対策等（町民班・消防団）

町は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

具体的な計画については、第1編一般災害対策編 第3章 第19節「死者の搜索、遺体対策等」に準ずる。

第21節 生活関連施設の応急対策（水道班・インフラ事業者）

上水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

具体的な対策については、第1編一般災害対策編 第3章 第20節「生活関連施設の応急対策」に準ずる。

第22節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、迅速な対策を講ずる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策（工務管理班）

1 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、県及び警察と連携を図りながら、直ちに活動に入る。

2 応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

ア 町域内の道路の被害について、速やかに県（道路班）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

3 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県（道路班）に被害状況を報告する。

第2 河川管理施設等の応急対策（工務管理班・ダム管理者・農政班）

1 河川管理施設応急対策

(1) 基本方針

地震による被害を軽減するため、町は県と連携し、次の活動を実施するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

イ 水門、樋門等に対する遅延のない操作

ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

エ 相互協力及び応援体制

(2) 応急対策

水防活動が十分に行えるよう関係機関と情報の連絡、交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備に当たる。あわせて河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を関係機関に報告する。この被害状況に基づいて、災

害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

ダムの管理者は、あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果を町に報告する。ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

(2) 応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に水位の低下等の応急措置を行う。

この場合、町は、ダムの管理者と十分に連絡調整を行い、河川流域の住民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて避難勧告・指示等の措置をとる。

3 砂防施設等応急対策

(1) 基本方針

地震により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、地震後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、関係機関等と協力し土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所の災害発生状況を調査する。

(2) 応急対策

点検により被害状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等により二次災害発生のおそれがある場合には、速やかに応急対策に努めるとともに、関係住民に対し、避難勧告・指示等の措置をとる。

4 ため池施設応急対策

(1) ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

(2) ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもと、直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策（工務管理班）

1 基本方針

町は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、災害対策活動を行い、被害の軽減を図る。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

町は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、応急対策を行い、被害の軽減を図る。その際、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、町が所管する各施設

において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

第23節 文教対策（学校教育班・文化財班）

町教育委員会及び学校長等は、地震災害時において、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、震災時における応急対策計画を定めるものとする。

具体的な対策については、第1編一般災害対策編 第3章 第21節「文教対策」に準ずる。

第24節 要配慮者対策（福祉介護班・社会福祉施設管理者・保健保育班・町民班）

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等を行う。

要配慮者対策については、第1編一般災害対策編 第3章 第22節「要配慮者対策」に準ずる。

第25節 ボランティアとの連携（福祉介護班）

大規模な地震により町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

具体的な対策については、第1編一般災害対策編 第3章 第23節「ボランティアとの連携」に準ずる。

第26節 災害救助法の適用等（災害対策本部）

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、同法施行規則、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

具体的な手続きについては、第1編一般災害対策編 第3章 第24節「災害救助法の適用等」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策（全班）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立、激甚災害の指定等については、第1編一般災害対策編 第4章 第1節「施設の復旧対策」に準ずる。

第2節 被災地の生活安定（全班）

大規模震災時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

被災地の生活安定については、第1編一般災害対策編 第4章 第2節「被災地の生活安定」に準ずる。